

7月初めの西日本豪雨に始まって、大型台風の襲来、そして北海道の大地震と、今年は、大きな災害が相次ぎ各地に爪あとを残しています。街がまるごと水没し、大量の土石流が住宅地を襲い、強風により屋根が吹き飛ばされ、そして、突然の震度7の揺れ、山並みが一面に崩壊している様は、これまで見たこともない光景でした。気候変動などにより経験したことの無い災害が多発するようになり、これまでの常識が通用しなくなっています。

こうした災害の教訓を活かし、少しでも安心して生活できるように、県政としても万全の対策をとる必要があります。

一方、沖縄県知事選挙が現在行われています。翁長前知事は、ひたすら県民の心に寄り添い、基地負担の軽減のために努力されました。まさに知事としての責任を全うされたのであり心から敬意を表します。山口県でも、岩国基地や上関原発、そしてイージス・アショアの問題があります。国が決めることだから・・・と逃げないで、県民の安全安心を守るために、知事としての責任をきちんと果たしていただくことを期待いたします。

そこで、今回は、災害対策と基地問題を中心に質問いたします。

1. 災害対策について

① まず被災状況と対策についてお尋ねいたします。

7月豪雨において、東部を中心に山口県も大きな被害を受けました。各地の道路や鉄道もストップし影響が長く残っていましたが、最近、山陽本線や錦川沿いの国道187号線もようやく開通しました。まず、県内の死傷者数、住宅被害、農地、道路や河川の被害とその復旧状況について、概況を教えてください。

広島県の状況を見ると、やはり土石流に対する対策が重要だと思います。そこで、お聞きいたします。土砂災害の防止対策については、土砂災害防止法に基づき、県により土砂災害警戒区域と特別警戒区域が指定され、必要な対策をとることとされていますが、その指定基準と現在の県全体の指定箇所数、岩国市は警戒区域等が多いと聞いていますがその箇所数を教えてください。そうした区域については砂防ダムを設置されていますが、どのような方針で整備が行われているのでしょうか。その進捗率も併せて教えてください。

また、森林の保全を目的とした治山ダムというものもあると聞きますが、その役割も教えてください。

具体的にお聞きいたします。今回の災害で被害の大きかった例えば、周東町瀬越の久杉川、上須通の中野上川、鳴川の新造谷川は、警戒区域または特別警戒区域に指定されていたのではないかと思います。砂防ダムは設置されていたのでしょうか。それらは、どのような効果を発揮したのでしょうか。

現場に入ってみると、山肌や護岸が崩れ、大きな石が流され、川としての原型を留めないところもあります。このままでは二次災害の発生が心配されます。早急に、堆積した土砂や岩石を取り除くとともに、砂防ダムの設置を急ぐ必要があると思います。

また、横山の紅葉谷川、川西の智光院谷川では、近年、繰り返し土石流が発生し、地元からも対策の要望が出されています。砂防ダムの設置などの抜本的な対策が望まれます。

さらに、根本的な対策として、錦川や島田川の計画的な浚渫もぜひとも実施する必要があります。

こうした対策に関する県のお考えをお聞かせ下さい。

② 次にダムの放流について伺います。

愛媛県肱川の野村ダムでは、大雨によりダムが満杯になりあふれる危険が高まったことから、7月7日の早朝に緊急放流を開始し、放流量は一気に操作前の4倍の毎秒約1,800立方メートルに達しました。下流の鹿野川ダムでも通常の6倍に当たる毎秒約3,700立方メートルもの放流が行われました。濁流が怒涛のように流れ下る様子は尋常のものではありませんでした。「あっという間に水があふれて逃げる暇がなかった」というのが住民の率直な声のようです。

仮定の話ですが、もしダムがなく雨がそのまま流れていたら、氾濫は避けられなかったかもしれませんが、その場合には徐々に増水し人々も避難の心構えができたかもしれません。ダムに一定の洪水防止効果があることは事実かもしれませんが、その運用を間違えれば逆に被害を拡大する側面があることが明らかになりました。

野村ダムの管理者である国土交通省は、マニュアルに基づいて適正に運用したとしていますが、結果として甚大な被害が発生したことも重い事実だと思います。県としては、こうした運用についてどのような評価をしておられますか、率直なお考えをお聞かせ下さい。

次に、菅野ダムの洪水調節機能についてお聞きいたします。

このダムは、周南地区への工業用水等の供給を主な目的としており、そもそも治水能力が低いのではないかと思います。その洪水調節容量と洪水時のダム操作の方法について、水位や容量などの具体的数値も含めてわかりやすくご説明下さい。

平成17年の錦川の洪水の際に菅野ダムの放流が問題になり、地元の強い要請を受けて、台風の襲来が予想される場合には事前放流を行うというルールができていますが、その実施方法とそれによりどの程度洪水調節能力が高まるのでしょうか。

また、さきほど紹介したようなダム決壊の恐れのある場合の緊急放流はどのような手順で行われるのですか。これまでに、事前放流や緊急放流が行われたことはあるのですか併せて教えて下さい。

なお、確認ですが、ここに菅野ダムの操作規則があります。その中に事前放流や緊急放流に関する規定が見当たりません。こうしたルールは、どこに記載されているのでしょうか、教えて下さい。

③ 災害の最後に避難勧告等についてお聞きいたします。

広島市の調査では、今回の豪雨の際に避難勧告等により実際に避難した人はわずか3.4%に過ぎませんでした。行政がいくら勧告や指示を出しても、実際の避難行動に結びつかなければ意味がありません。私自身も、「まだ大丈夫」とどうしても甘く判断しがちであり、そうした意識を変える必要がありますが行政の情報伝達のあり方にも大きな問題があると思います。広島県の自治体では避難情報の文言や発令基準の見直しがすでに始まっており、山口県でも有識者による検討会議が設置され、住民アンケートも行われるとのことでした。

私は、県政報告とともに市民と身近に対話する草の根の集いを、定期的に各地で開催しています。今回はどこでも災害対応が中心テーマになり、参加された方に実際の避難行動等について聞いたところ、参加者の半数程度が避難勧告と避難指示の違いを十分に理解していないことがわかり、正直驚きました。勧告の方が指示より緊急性が高いと逆に考えている人もかなりいました。これでは、行政がいくら指令を出しても、住民の迅速な避難行動にはつながらず、情報伝達の難しさを改めて感じました。

まず第一に、こうした言葉の意味を改めて県民に周知徹底する必要があると思います。そこで、「避難準備」、「避難勧告」、「避難指示」という三種類の言葉の意味と、どのような場合に発令されるのか、わかりやすくご説明下さい。

次に、勧告などの発令のタイミングについてです。風雨が強くなってからや夜間暗くなってから避難勧告等が出されても、すでに時機を失しており動けば逆に危険なので逃げないという事例が多く報告されています。単に基準を形式的に当てはめるのではなく、時刻や災害の状況を考えながら、臨機応変に対応することができるようにすべきだと思います。

国が策定し市町に示している「避難勧告等に関するガイドライン」によると、その「発令基準」として、「空振りをおそれず避難勧告等を発令するために、具体的でわかりやすい判断基準を設定すること」とされています。市町は、実際にどのような判断基準を作っているのですか教えて下さい。また、災害の発生が予想される場合には、実際の避難の安全性を考え、発令基準に該当していなくても事前の段階から前倒しで弾力的に対応できるよう、ガイドラインにその旨を盛り込むべきではないでしょうかお尋ねいたします。

2. 米軍基地問題についてお尋ねいたします。

① まず艦載機の騒音に対する認識についてお聞きいたします。

4～5月にかけての艦載機の集中訓練による騒音状況に関する県の認識についてお聞きしたところ、年間を通して判断するとのことでした。しかし、艦載機の訓練は短期間に集中して行われ、その騒音が尋常ではないということがこれまで大きな問題になってきましたし、厚木でのそうした騒音被害が岩国移駐の大きな理由とされました。従って、艦載機がいない期間も含めて平均して考えるというのは、本質から外れた机上の議論であり、あまり意味がありません。たとえ1ヶ月であっても、あの凄まじい轟音は市民感覚として到底耐えられるものではありません。そこで、お聞きいたします。年間平均ではなく、今回の集中訓練による実際の騒音被害について、どのように認識しているのか、現時点のお考えを教えてください。

また、県は、NLPには反対という立場をとっていますが、その理由はあまり明らかではありません。艦載機は受け入れるが、どうしてNLPは反対なのかその理由を端的にご説明下さい。

② 次に岩国日米協議会の確認事項の見直しについてお伺いいたします。

岩国日米協議会の確認事項の見直しについてこの場で何度も質問しました、その都度、県は事務局である岩国市と相談するとの答弁でした、そこでお聞きいたします。この件に関し、岩国市と話し合いをしましたか、その際の反応はどうでしたか。その結果を踏まえて、現時点での県としての考え方をお示しください。

岩国基地のあり方が大幅に変化し、日米協議会の確認事項が実態に合わなくなっていることは衆目の一致するところですが、どうしたわけか協議会開催の動きが一向に見えません。県も市も消極的のようにさえ見えます。

そこで、そもそもの原点に遡って、その目的や開催状況などについてお聞きいたします。設置の経緯や目的、構成メンバーなどを教えて下さい。

また、協議会の開催状況とこれまでの確認事項の主な内容、その後の改定の経過などを教えて下さい。もう何十年も開催されていないようですが、どうして急に開催されなくなったのかその理由も教えて下さい。

③ 日米地位協定の見直しについてお尋ねいたします。

7月30日に、米軍基地が所在する15都道府県で構成される渉外知事会による「日米地位協定の改定に向けた新たな取組及び米軍基地負担の軽減に関する特別要望」が行われました。

渉外知事会は、これまでも地位協定の改定に関し、・航空機の騒音軽減と飛行運用の制限、・環境条項の新設、・地元意見の聴取に関する仕組みの創設など15項目の要望を行ってきていましたが、今回特別に要望するに至った経緯とその主な内容を教えてください。

山口県知事は、もちろん渉外知事会の重要なメンバーだと思いますが、今回の要望に同行されたのでしょうか。また、政府側は誰が対応したのですか、その際の国の考え方、反応はどうでしたか。また、この要請に対する国の正式な回答は、いつあるのですか。ご説明下さい。

さらに、8月14日には、全国知事会による「米軍基地負担に関する提言」と要請が行われました。全国の知事が一致して要請することは初めてではないかと思いますが、ここに至る経緯とその主な内容を教えてください。

④ 基地問題の最後に米軍関係者による事件・事故の防止についてお伺いいたします。

艦載機の移駐により家族や軍属も含めて4,000人程度が移ってくるとのことでしたが、その移転は終わったのですか。現在の基地関係の人員構成はどのようになっているのか教えてください。

基地司令官の談として、今年春の時点で、愛宕山の米軍住宅は260戸の内40戸程度しか入居していない、基地外居住者は570世帯程度との報道があり、6月議会でも質問しましたが居住の実態については国に情報提供を求めていくとのご答弁でした。その後愛宕山米軍住宅への入居は進んでいるのでしょうか、現状を教えてください。また、基地外居住者の実態についても、把握しておられる情報があれば教えてください。

また、YナンバーやAナンバーの車が急激に増えています。米軍関係者の交通事故やトラブルを防止するために、県警として当然こうした車の登録台数を把握しておられると思いますが、その具体的数字をお示し下さい。

2年ほど前に、Yナンバーの車と接触事故を起こした男性は、車の接触した形跡がわからないから自損事故とする、怪我も車両の修理費も自分の保険ですべて処理するようにと警察から言われ、いわゆる泣き寝入りさせられたそうです。また、数年前軍属の女性が死亡事故を起こしましたが、被害者への保障は国が行ったという事例もあります。これらはほんの数例ですが、米軍関係者が急増する中で、トラブルも確実に増えると思います。その際に、県民の権利が十分に守られないとすれば、安心して道路を走ることはできません。私も、彼らの車に出会うとハッとしますし、Yナンバーを見ると不安になるという声も聞かれます。米軍関係者との事故について、県警察の対応はどのように行われているのか、米軍との連携はどうしているのか教えてください。

県警察では、特に岩国署で外国語のできる職員を数名配置しているそうですが、その職員は警察官でしょうか、また何名でしょうか。タイ人やフィリピン人の夫人もたくさんいますが、英語以外の対応はどのように行われているのでしょうか。また、外国人向けのボードが備えられているとも聞きました、それはどのようなものでその目的は何か、また全国にどのように配布されているのでしょうか。先日、テレビで岩国では警察署員に英語教育をしていることが報じられていました。どのような頻度でどの程度の研修をしているのか教えてください。

(再質問)

1. 防災対策について、私は7月の豪雨災害の後、一週間余り毎日被災地の土砂のかき出しにまいりました。そこで、住民の方々から多くの要望や今後の不安などをたくさん耳にいたしました。

① そこで、まず土石流対策について

危険箇所数が多く、とても一度にはできないと思いますので、一定の基準を設けて順次対応するという方針については理解できますが、一方で、実際に災害が発生し、土砂が堆積するなど危険性が高まっている地域については、単に形式的に基準を当てはめるのではなく、優先的に措置すべきだと思いがお考えでしょうか。砂防ダムに土砂がどの程度埋まっているのか、県は把握していますか。

② ダムの放流について

仮に菅野ダムで、数千トンの緊急放流が行われれば、岩国市は未曾有の大洪水に見舞われ、錦帯橋も流出してしまうのではないかと現実と感じました。

緊急放流は、まさにダムのコントロールができなくなる異常な状態であり、そうならないように、あらゆる手を尽くす必要があると思います。

そこで、いくつか提言します。

菅野ダムは、雨の多い夏場でも264メートルの水位が保たれており、満水位270メートルまでの6メートルしか、洪水調整の余力が残されていません。雨の降り方が大きく変わって来ており、この程度ではとても不安です。このルールはいつ決まったのですか。この際、246メートルの水位をさらに引き下げる検討を行うべきだと思います。

また、平成16年の国の「豪雨災害対策緊急アクションプラン」では、降雨予測技術の進展も踏まえて、ダムの機能をより効果的に発揮させるために、速やかに事前放流について検討し操作ルール等の変更を行うこととされています。

従って、事前放流の対象を台風だけでなく線状降水帯等による豪雨にも拡大するとともに、予想雨量によっては、水位をさらに低下させておく必要があると思います。

こうしたダムの操作ルールの見直しについて、県のお考えをお聞きします。

③ 避難勧告等について

私たちには、自分に都合の悪い情報を過小評価する傾向があり、これを専門用語で「正常性バイアス」と呼ぶそうです。実際に、私も、避難勧告等が出されても、「まだ大丈夫だろう」「私は大丈夫」と思ってしまい、避難しない傾向があります。

そこでもう一度確認します。「避難勧告」の段階で必ず逃げなければならないという理解でいいのですか。正常性バイアスがあるという前提で、勧告の趣旨をもっと県民に徹底する必要があるのではないのでしょうか。

2. 基地問題

① 艦載機の騒音問題

短期間に行われるNLPの騒音が耐えられないという一方で、まったく同じようなタッチ・アンド・ゴーを行う事前訓練を認めるというのであれば、まったく整合性がとれません。すでに市民生活に深刻な被害が生じています。年間平均などと悠長なことを言っていないで、早急にその被害を軽減するよう対策を講じることが行政としての責任だと思えます。この点に関する県の考え方をもう一度お聞かせ下さい。

② 日米協議会の確認事項の見直しについて

いくら聞いても、どうして開催されないのか、多分聞いている県民のみなさんもわからないと思います。視点を変えてお聞きします。県としては、どのような項目の見直しが必要と考えているのですか、明らかにして下さい。

③ 日米地位協定の改定

全国の知事会の提言の第3項に、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うこととされていますが、ここに言う「航空機騒音規制措置」とは何のことを指しているのでしょうか、ご説明下さい。

④ 事件・事故の防止

米軍関係者の居住の実態を知らなければ、犯罪や事故の防止のための有効な対策はできずないと思います。関係機関と調整して、出来るだけ早く、実情を把握していただきたいと思いますが、県警察のお考えをもう一度お聞きします。

ご説明のあったボードなどの資料は、来日した一般外国人のためのサービスには役立つものだと思いますが、私が県警に訴えたいのは、米軍関係者とのトラブルを防止し、住民の権利を守るためのサポートがぜひとも必要であり、ボードも日本人向けのものを早急に作り市民に配布するなどしてほしいというものです。そうした対策をどのようにしていくお考えですか、お聞かせ下さい。

(再質問)

1. 災害対策

① 土石流対策について

砂防ダムの土砂の量をまず把握する必要があり、またそのうえで危険箇所や災害が発生した箇所について早急に取り除く必要があると思いますが、なぜそれをしないのですか。

②洪水調節の余力を増やすために、事前にダムの水位をできるだけ引き下げるとともに、現在のルールを見直し、洪水調節が必要になったときには、降雨予測や川の水位の

上昇傾向を点検しながら、放流量を流入量より増やすことにより水位の上昇を極力抑え、緊急放流という最悪の事態を回避する努力を可能な限り行うべきだと思います。

さらに、「避難指示」という言葉では緊急性がよく伝わらないおそれもあり、もう少し、わかりやすく、県独自にでも「避難命令」という言葉を使ったらどうでしょうか。県のお考えをお聞かせ下さい。

2. 地位協定の改定について

いくら要請しても国は運用の見直しでお茶を濁すばかりで、簡単ではないと思いますが、ドイツやイタリアなどでは実際に改定された例もあり、決して不可能ではありません。知事のお考えをもう一度伺いいたします。

(完)